

ゴルフ場利用税とは

ゴルフ場利用税とは、ゴルフ場を利用する方に対して、利用日ごとに定額でかかる税金のことです。（ゴルフ練習場「うちっぱなし」は除外）

ゴルフ場利用税が課されるゴルフ場とは、ホール数が18ホール以上であり、かつホールの平均距離が100m以上の施設を指し、ゴルフ場のホール数や利用料金等によって等級が定められています。

◎納める額

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
税率	1200円	1100円	1000円	900円	800円	600円	500円	400円

★ゴルフ場利用税が非課税になる場合

- ・ 年齢18歳未満または70歳以上がゴルフ場を利用する場合
- ・ 障害者手帳の交付を受けている方、障害を有する方がゴルフ場を利用する場合
- ・ 国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手が同大会の競技としてゴルフ場を利用する場合
- ・ 小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の生徒と引率する教員がその学校の教育活動としてゴルフ場を利用する場合

★ゴルフ場利用税が軽減される場合

- ・ 年齢65歳以上70歳未満方がゴルフ場利用する場合

★最新のゴルフ場利用税事情

ゴルフ場利用税を「廃止すべきではないか」という論議が毎年のようになされています。

廃止したい側の趣旨としては「スポーツの中でゴルフにだけ課税されるのは、不公平ではないか」というもので、存続させたい側の趣旨としては「財源として有用なので、存続させたい」というものです。

今後、消費税率が10%にあがる、あるいは、東京五輪が開催されてスポーツ振興に対する機運が高まると、また、「存続か、廃止か」の論議が活発になってくるのではないのでしょうか。